2　苦情申立て後の流れ

苦情申立て
＝申立人
＝オンブズマン事務局
＝市の担当部署
書面で申立て
（匿名では申立てできません）
持参・郵送・FAX・HP・E メール
受　　付
事務局窓口
希望される方
オンブズマン
と面談
面談室
調査開始の通知
オンブズマンが調査できない場合は理由をつけて通知します
市の担当部署等を調査
オンブズマンの判断
調査結果を通知
オンブズマンが必要と認めるとき
通知書
通知書
市の担当部署
申　立　人
勧告・意見表明
勧告・意見表明の内容は公表します。
必要に応じて
フォローアップ調査
（改善状況等の調査）
市からの
改善状況報告